

第40期定時株主総会資料
(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

新株予約権の状況
株主資本等変動計算書
個別注記表

(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

株式会社ペッパーフードサービス

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第14条に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律お送りいたします。

新株予約権の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2024年12月31日現在）
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、2022年12月8日開催の取締役会において、第三者割り当てによる第13回及び第14回新株予約権（行使価額修正条項付）（以下「本新株予約権」）の発行を決議し、2022年12月26日に当該新株予約権の発行価額の全額の払込が完了しました。なお、第13回新株予約権につきましては、2024年5月7日をもって、発行した全ての新株予約権が行使完了しております。概要は以下のとおりとなっております。

(1) 割当日	2022年12月26日
(2) 発行新株予約権数	265,931個 第13回新株予約権 200,000個 第14回新株予約権 65,931個
(3) 発行価額	総額 40,801,928円（第13回新株予約権 1個あたり175円、第14回新株予約権 1個あたり88円）
(4) 当該発行による潜在株式数	26,593,100株（本新株予約権 1個あたり100株） 第13回新株予約権 20,000,000株 第14回新株予約権 6,593,100株 第13回新株予約権、第14回新株予約権とも、下限行使価額（下記（6）を参照。）において、潜在株式数の合計は26,593,100株であります。

<p>(5) 調達資金の額（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額）</p>	<p>5,359,421,928円（差引手取概算額：5,345,421,928円） （注） （内訳） 本新株予約権発行分 40,801,928円 （第13回新株予約権発行分 35,000,000円） （第14回新株予約権発行分 5,801,928円） 本新株予約権行使分 5,318,620,000円 （第13回新株予約権行使分 4,000,000,000円） （第14回新株予約権行使分 1,318,620,000円）</p>
<p>(6) 行使価額及び行使価額の修正条件</p>	<p>当初行使価額 第13回新株予約権 200円 第14回新株予約権 200円 第13回新株予約権の行使価額は、各修正日（以下に定義します。）の前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額（計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。）に修正されます。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限行使価額（以下に定義します。）を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とします。第13回新株予約権の「修正日」とは、各行使価額の修正につき、本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日（但し、当該通知を当社が受領した時点において、東京証券取引所におけるその日の売買立会が終了している場合は、その翌取引日）をいいます。第13回新株予約権の「下限行使価額」は、当初行使価額の50%に相当する金額（計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。）である100円とします。第14回新株予約権は、行使価額の修正は行われません。</p>
<p>(7) 募集又は割当方法</p>	<p>第三者割当の方法によります。</p>

<p>(8) 割当先</p>	<p>第13回新株予約権 投資事業有限責任組合インフレクションⅡ号 123,200個 InfleXion II Cayman, L.P. 45,200個 フラッグシップアセットマネジメント投資組合88号 31,600個 第14回新株予約権 投資事業有限責任組合インフレクションⅡ号 40,708個 InfleXion II Cayman, L.P. 14,607個 フラッグシップアセットマネジメント投資組合88号 10,616個</p>
<p>(9) 譲渡制限及び行使数量制限の内容</p>	<p>第13回新株予約権については、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第410条第1項に規定される「MSCB等」に該当することから、当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、割当先との間の本引受契約（下記「(10) その他」において定義します。以下同じです。）において以下の行使数量制限を定めております。原則として、単一暦月中に割当先が第13回新株予約権を行使することにより取得する株式数が、第13回新株予約権の払込日時点における上場株式数（東京証券取引所が当該払込期日時点に公表している直近の上場株式数をいい、払込期日後に株式の分割、併合又は無償割当てが行われた場合に公正かつ合理的に調整された上場株式数を含みます。）の10%を超える部分に係る行使（以下「制限超過行使」といいます。）を制限する旨を本引受契約にて規定しております。具体的には、①割当先が制限超過行使を行わないこと、②割当先が第13回新株予約権を行使する場合、あらかじめ、当社に対し、第13回新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと、③割当先が第13回新株予約権を転売する場合には、あらかじめ、転売先となる者に対し、当社との間で上記①及び②に定める事項と同様の内容を約させること、④割当先は、転売先となる者がさらに第三者に転売する場合も、あらかじめ当該第三者に対し当社との間で上記①及び②に定める事項と同様の内容を約させること、⑤当社は</p>

	割当先による制限超過行使を行わせないこと、⑥当社は、割当先からの転売先となる者（転売先となる者から転売を受ける第三者を含みます。）との間で、当社と割当先が合意する制限超過行使の制限と同様の合意を行うこと等の内容について、本引受契約により合意しております。なお、本引受契約において、他の割当先以外の者に対して、本新株予約権を譲渡する場合には、当社の取締役会による承認が必要であることについても合意しております。
(10) 行使期間	第13回新株予約権 2022年12月26日 乃至 2024年12月26日 第14回新株予約権 2022年12月26日 乃至 2027年12月26日
(11) その他	当社は、割当先との間で、2022年12月8日付で、本新株予約権に係る引受契約（以下「本引受契約」といいます。）を締結しております。

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額と、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額の合計額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は減少します。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利 益 剰 余 金	そ の 他 剰 余 金	利 益 剰 余 金		
					繰 上 償 還 金	繰 上 償 還 金			
2024年1月1日 期首残高	10	-	3,231	3,231	30	△741	△710	△0	2,530
事業年度中 の変動額									
新株の発行	293	293		293					587
欠損填補			△710	△710		710	710		-
減資	△293	△293	587	293					-
当期純利益						28	28		28
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)									
事業年度中 の変動額合計	-	-	△123	△123	-	739	739	-	616
2024年12月31日 期末残高	10	-	3,107	3,107	30	△1	28	△0	3,146

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
2024年1月1日 期首残高	△2	△1	△3	14	2,540
事業年度中の 変動額					
新株の発行					587
欠損填補					－
減資					－
当期純利益					28
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	2	1	3	△8	△4
事業年度中の 変動額合計	2	1	3	△8	611
2024年12月31日 期末残高	0	－	0	5	3,152

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
 - ・市場価格のない株式等以外のもの 決算日の時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
 - ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
- ③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - ・商品 最終仕入原価法（一部先入先出法）による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ・貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
(リース資産を除く) 定額法によっております。
主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2年～16年
機械及び装置	3年～8年
工具、器具及び備品	2年～9年
- ② 無形固定資産 定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③ 長期前払費用 定額法によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費 支出時に全額費用処理する方法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
なお、夏季及び冬季賞与の支給対象期間が上期及び下期の会計期間と一致しているため、事業年度末において賞与引当金は計上しておりません。

- ③ 債務保証損失引当金 元子会社への債務保証に係る損失に備えるため、損失負担見込額を計上しております。
- ④ 事業構造改善引当金 退店予定店舗の建物賃貸借契約の解約に掛かる違約金等の金額であります。
- ⑤ 株主優待引当金 株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度以降に発生見込額を計上しております。
- (5) 収益及び費用の計上基準
- ① 直営・委託店売上高 直営・委託店売上高は、主に飲食店における顧客からの注文に基づく商品の提供によるものです。当該商品の提供は、顧客に商品を提供し、対価を収受した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。
なお、将来の値引きとして付与したクーポンは、顧客に対する履行義務として識別して契約負債を計上し、顧客がクーポン等を利用する場合の取引価格は、顧客との契約により約束された対価からクーポン等により充当された金額を減額しております。
- ② 加盟店への卸売高 加盟店への卸売高は主に、フランチャイズ加盟者に対する食材・消耗品等の販売によるものです。当該販売は、商品を引き渡した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。なお、当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入業者又はサービス提供会社に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。
- ③ その他の営業収入 主なその他の営業収入は、フランチャイズ加盟契約に基づき受領したロイヤリティ収入によるものです。ロイヤリティ収入は、フランチャイズ加盟店の売上高に一定割合を乗じてその発生時点で収益を認識しております。また、商品販売事業では商品を引き渡した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。
- (6) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を適用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象……借入金
- ③ ヘッジ方針 金利リスク低減並びに金融収支改善のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。
- ④ ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

国内店舗に係る固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	減損損失	固定資産
いきなり！ステーキ事業	42	447
レストラン事業	0	65

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

①算出方法

当社は、ステーキ店のチェーン展開を営んでおり、店舗運営の建物等の資産を保有し、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングしております。

減損の兆候があると認められる店舗については、該当する資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較し、減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、減損損失の認識が必要となった場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。なお、回収可能価額は「使用価値」により決定しております。

「使用価値」は、各店舗の事業計画を基に検討しており、各店舗の売上高及び営業利益の予測は、当期実績及び翌期以降の販売施策による増収効果と過去の実績推移を考慮した原価率等を勘案し、現在及び将来見込まれる経営環境等を総合的に考慮して見積もっております。なお、減損損失を計上した資産グループについては、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、使用価値の測定に用いる割引率の算定は行っておりません。

②主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、客数及び客単価の見通しに基づく店舗売上高及び食肉仕入価格見通しに基づく原価率であります。

客数及び客単価の見通しに基づく店舗売上高は、当期実績を基礎とし翌期以降の販売施策による増収効果等を勘案し算定しております。

食肉仕入価格見通しに基づく原価率は、食肉仕入価格及び原価率の過去の実績推移を考慮した数値を設定しております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

現時点で経営環境等の将来の不確実性が高い状況であるため、経営環境の悪化等により店舗売上高や原価率が仮定と乖離した場合など、仮定の見直しが必要となった場合、追加的な減損損失を認識する可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。

① 担保に供している資産

売掛金	273百万円
未収入金	79百万円
機械及び装置	24百万円
土地	13百万円
借地権	30百万円
投資有価証券	20百万円
差入保証金	65百万円
計	506百万円

※上記以外に商標権を担保に供しております。

② 上記に対する債務

買掛金	503百万円
計	503百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,957百万円

(3) 保証債務

子会社であったKuni's Corporationが締結した建物賃貸借契約に係る賃料等に対する債務保証を行っております。当該建物賃貸借契約における違約金相当額は債務保証損失引当金として貸借対照表に計上しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 59,663,800株

(2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 220株

(3) 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

該当事項はありません。

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 6,340,500株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金は銀行からの借入れにより調達しております。資金運用については安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は銀行より借入時、金利変動のリスクヘッジを図るためのみ行い、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び未収入金は取引先等の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制としております。ただし、取引先の多くは当社のフランチャイズ加盟企業であり、開店時にフランチャイズ保証金を預かっているため、リスクが低減されております。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であります。上場株式については、市場価格の変動リスクに晒されており、四半期ごとに時価の把握を行っております。非上場株式については定期的に発行体の財政状態等を把握しております。

敷金及び保証金は、主に店舗等の賃貸借契約に伴うものであり、契約先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引開始時に信用判定を行うとともに、契約更新時その他適宜契約先の信用状況の把握に努めております。

営業債務である買掛金、未払金は、1年以内の支払期日です。

受入保証金は主にフランチャイズ保証金であり、当社が晒されている各フランチャイズ加盟企業の信用リスクによる影響を低減しております。

また、営業債務は、流動性リスクに晒されていますが、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰表を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	20	20	—
敷金及び保証金	1,105	1,030	△74
資産計	1,125	1,050	△74
受入保証金	339	316	△23
負債計	339	316	△23

※ 「現金及び預金」「売掛金」「未収入金」「買掛金」「未払金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 市場価格のない株式等は、上表には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	貸 借 対 照 表 計 上 額
投 資 有 価 証 券 非 上 場 株 式	0

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1 年 以 内	1 年 超 内 5 年 以 内	5 年 超 内 1 0 年 以 内	1 0 年 超
預 金	2,145	—	—	—
売 掛 金	607	—	—	—
未 収 入 金	344	—	—	—
合 計	3,097	—	—	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算出した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算出した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区 分	時 価			合 計
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	
投資有価証券 その他有価証券株式	20	—	—	20
資 産 計	20	—	—	20

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	－	1,030	－	1,030
資産計	－	1,030	－	1,030
受入保証金	－	316	－	316
負債計	－	316	－	316

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標をもとに割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

受入保証金

受入保証金の時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローを、契約満了日までの期間等及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、時価はレベル2の時価に分類しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性がないため省略しております。

9. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

店舗等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込み期間を取得から12年～16年と見積り、割引率は $\Delta 0.2\% \sim 1.3\%$ を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③ 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	447百万円
有形固定資産取得に伴う増加額	10百万円
時の経過による調整額	0百万円
資産除去債務の履行による減少額	$\Delta 43$ 百万円
その他増減額 (Δ は減少)	9百万円
期末残高	424百万円

10. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税等否認	2百万円
その他有価証券評価差額金	0百万円
減損損失	456百万円
貸倒引当金	14百万円
投資有価証券評価損	12百万円
減価償却超過額	331百万円
資産除去債務	146百万円
繰越欠損金	4,165百万円
事業構造改善引当金	1百万円
債務保証損失引当金	23百万円
その他	28百万円
繰延税金資産小計	<u>5,183百万円</u>
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	4,165百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	952百万円
評価性引当額小計	<u>5,117百万円</u>
繰延税金資産合計	<u>66百万円</u>
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	<u>22百万円</u>
繰延税金負債合計	<u>22百万円</u>
繰延税金資産の純額	<u>43百万円</u>

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.6%
(調整)	
住民税均等割	106.7%
評価性引当額の増減	△100.9%
外国税額の損金算入	18.3%
その他	△7.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	51.4%

11. 持分法損益等に関する注記

該当事項はありません。

12. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	いきなり！ ステーキ事業	レストラン 事業	商品販売 事業		
直営・委託店売上高	13,005	377	－	－	13,383
加盟店への卸売高	335	7	－	－	343
その他の営業収入	177	22	60	0	261
顧客から生じる契約から生じる収益	13,519	407	60	0	13,988
その他の収益	－	－	－	－	－
外部顧客への売上高	13,519	407	60	0	13,988

(注)「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、加盟開発部門、営業サポート部門、購買部門等が含まれております。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(5)収益及び費用の計上基準」に記載しております。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高

(単位：百万円)

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
契約負債	8	16
長期契約負債	－	14

契約負債は主に、当社が付与したクーポンのうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。

長期契約負債は主に、収益の認識までに一年以上となる役務の提供前に顧客から受け取った対価であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引を認識していないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報は開示していません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

13. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種 類	会社等の名称 または氏名	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取引金額 (百万円)	科 目	期 末 残 高 (百万円)
役員及び その近親者	一瀬 健作	(被所有) 直接 0.9	当社代表取締役 担保の被提供者	当社の買掛金に 対する株式の 担保提供(注1)	503	-	-
役員及び その近親者	一瀬 邦夫	(被所有) 直接 5.7	当社代表取締役の父 担保の被提供者	当社の買掛金に 対する株式の 担保提供(注1) 保証料の支払 (注2)	503 24	- -	- -

(注1) 当社の取引先に対する買掛金(当事業年度末 503百万円)に対して同氏所有の当社株式の担保提供を受けております。

(注2) 当社の取引先に対する買掛金に対し、担保提供を受けている同氏所有の当社株式に係る保証料を支払っており、保証料は1年ごとの交渉で決定しております。

14. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 52円75銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 0円49銭 |

15. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

16. その他の注記

該当事項はありません。